

学校再開について

1 『学校教育活動の段階的再開』における「学年別分散登校」

○分散登校日は学年単位で割り振り、空き教室等を活用し講座の人数を1教室当たり20人以下となるよう調整する。(1~2mの身体的距離確保)

○午前と午後の時間差で登校させる。(公共交通機関の混雑時間帯を回避)

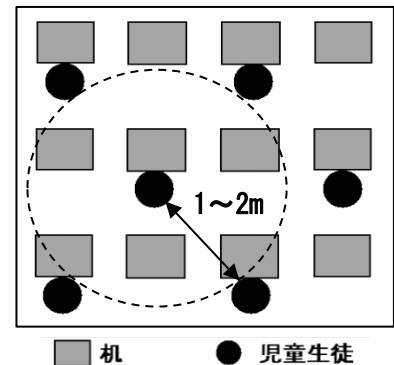
午前9:00~12:00 / 午後13:00~16:00

○午前・午後それぞれ3コマの講座(1コマ50分)を設定。進路指導等で特に配慮が必要な「最終学年を優先」して実施する。

(2週間の休業期間中: 1・2年生 各6回・18コマ、3年生8回・24コマ)

実施例

曜日	月	火	水	木	金
日	11日	12日	13日	14日	15日
午前	3年	3年	1年	3年	3年
午後	1年	2年	2年	2年	1年
日	18日	19日	20日	21日	22日
午前	3年	3年	2年	3年	3年
午後	2年	1年	1年	1年	2年



臨時休業により実施できなかった授業日等の補いについて

臨時休業の影響によって、県立学校において開校できなかった授業日数について、次の考え方によって補充する。

- ・家庭学習により、対面授業を補っている程度は25%を基本とする。
- ・各校において学習状況を判定し、補うべき授業日数を算出。

5月25日再開の場合の主な例	開校できなかった日数	Aのうち授業を行わない日数	補充の基準日数	夏季休業等で補う日数
	A	B	A-B=C	C*75%
家庭学習を対面授業として評価		(例)球技大会等		25%を評価
県立高校(40校、中等後期含む)	21日	2日	19日	15日
中予地域3市3町(14校)	25日	2日	23日	18日
県立特別支援学校(4校)	21日	2日	19日	15日
中予地域3市3町(5校)	28日	2日	26日	20日

※夏季休業等とは、学校再開後の平日7時間目や土曜授業、冬季休業等を含む。

【別紙2】

予備費の活用について

○県立学校遠隔教育用端末整備事業費

- ・ 充 当 額 32,201 千円
- ・ 対 象 者 県立学校生徒のうち、タブレット端末を持たない生徒約 500 人
- ・ 対象経費 タブレット端末購入費等（データ通信料含む）

○臨時休業対策昼食支援事業費

- ・ 充 当 額 41,054 千円
- （ 総事業費 74,139 千円のうち、小中学校 県 1/2、市町 1/2
中等教育（前期）・特別支援学校 県 10/10 ）
- ・ 対 象 者 小中学校及び中等教育学校（前期）の要保護・準要保護児童生徒
特別支援教育就学奨励費の対象となる児童生徒
- ・ 対象経費 給食相当額（5/7 以降、17 日間分）